保医発 1228 第 3 号 子母発 1228 第 1 号 平成 30 年 12 月 28 日

各都道府県・各政令市・各特別区母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 (公 印 省 略)

妊婦加算の取扱い及び妊娠中の健康管理について

本日、診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第432号)が告示され、平成31年1月1日より適用されることとなったところです。これに伴い、「妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知について(協力依頼)」(平成30年11月2日付け保医発1102第1号・子母発1102第2号)は、平成30年12月31日限り廃止します。

妊娠中の健康管理にかかる留意点について、別紙のとおり改めて参考となる 資料を作成しましたので、当該資料を参考にしつつ、引き続き、住民、特に妊婦 及びその家族等に対して、妊娠中の健康管理に関する情報を提供する等適切な 対応に留意されるようお願いします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び医療機関等の関係機関への周知をお願いします。